



## 疑問にお答えします

シリーズNO3 (裏)

### 求人票にある「加入保険等」とは？



求人票を見ると「加入保険等」の欄があります。どんな保険なのか、よく理解しておきましょう。「加入保険等」の欄では、その企業がどのような保険・制度に加入しているかを表示しています。消されていないければ「加入」、二重線で消されていれば「未加入もしくは労働時間等により加入」ということとなります。企業選びの際には、この各種加入状況なども確認しましょう。

※各種加入条件については、各担当にお問い合わせください。

種 類	説 明
財 形	<p>正式には「勤労者財産形成促進制度」。勤労者の貯蓄や持ち家といった財産作りを促進するための制度で、労働者が企業を通じて生命保険会社や金融機関などと契約して給与、賞与から天引きで積み立てる。</p> <p>通常の貯蓄を目的とする「一般財形貯蓄」、年金を目的とした「財形年金貯蓄」、住宅取得や増改築を目的とした「財形住宅貯蓄」がある。</p>
退職金制度	<p>企業独自に定めた就業規則の退職金規定に基づき退職金を支払う制度。一般的に、数年程度の在職期間（例えば3年以上勤務等）が経過しないと、支給対象とならないとする企業が多い。</p>
退職金共済	<p>企業が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、企業が掛金を拠出して、機構の規定に基づき退職金を支払う制度。法律に基づき掛金の一部を国が負担している。中小企業退職金共済、建設業退職金共済、清酒製造業退職金共済、林業退職金共済がある。</p>
厚生年金基金	<p>企業年金制度の中核。より豊かな老後を保障する目的で、基礎年金、厚生年金のさらに上乗せとして、企業が加入する制度</p>
確定拠出年金	<p>企業年金の一つ。掛金が予め決まっていて、かつ加入者が自らの判断で資産運用を行う。事業主のみが掛金を拠出する「企業型」と、加入者のみが掛金を拠出する「個人型」がある。</p>
確定給付年金	<p>企業年金の一つ。加入した期間や給付水準に基づいて、予め給付額が定められている。母体企業から独立した基金が運営する「基金型企业年金」と、労使が合意した年金規約に基づいて事業主が運営する「規約型企业年金」がある。</p>

